

平成 26 (2014) 年 5 月 29 日

兵庫県健康福祉部健康局受動喫煙対策室長 四方弘道 様
〒561-0802 大阪府豊中市曾根東町 1-11-44 ビコロ曾根 3F
特定非営利活動法人 日本タバコフリー学会 事務局長 藪はじめ
<http://tobaccofree-adv.main.jp/>



兵庫県内税務署の喫煙室設置の告発と撤去指導等の要望

拝啓、突然このような書面を差し上げることをお許し下さい。

本学会の詳細は、上記のHPをご覧ください。さて、兵庫県では、神奈川県につき、受動喫煙防止条例（以下、兵庫県条例と略）を制定されましたが、実態は、世界保健機関（WHO）のタバコ規制枠組み条約（FCTC）の内容と大きく異なり、「分煙」を認めており、官公庁の敷地内禁煙を定めた兵庫県タバコ対策指針（2000年制定）からも、大きく後退するものでした。

最近、兵庫県下の8税務署では、兵庫県条例で「官公庁建物内禁煙」が定められているにもかかわらず、税金を使って、「職員専用喫煙室という建物」を設置したことが、当会の調べで明らかになりました。この事実は、ネットにも公表されています。http://www.nta.go.jp/osaka/sonota/chotatsu/koji/03/rakusatsu/24.12.25o_kugai.pdf#search=%E7%A8%8E%E5%8B%99%E7%BD%B2%E5%96%AB%E7%85%99%E5%AE%A4 当会が撮影した写真は、上記の内、芦屋税務署の喫煙室ですが、入口に暗証番号の鍵がついており、この番号は職員のみ知らされているようです。

受動喫煙防止のための兵庫県条例の制定後に、国民の血税を使って職員専用喫煙室を作ることは、兵庫県条例に違反するだけでなく、国家公務員法で規定された公務員の職務専念義務違反に抵触するもので、決して容認できません。

又、職員の健康増進のための禁煙推進という本来の施策に逆行するものです。兵庫県に置かれましては、兵庫県内の全税務署を所管する大阪国税局に対し、「一日も早く兵庫県条例違反の全喫煙室を撤去し、その事実を公表すること」を指導され、従わない場合は「罰則規定の適用」を強く要望します。

このような抜け道を招く、中途半端で不完全な兵庫県条例を一日も早く改正し、「分煙なし禁煙のみ、罰則規定付き、例外なし」の真の受動喫煙防止条例を日本で初めて制定していただきますよう、切に要望いたします。

ご多用中に恐縮ですが、上記要望に対する書面でのご回答を、本年6月末日までに本会事務局までいただきたく、宜しくお願い申し上げます。 敬具

平成 26 (2014) 年 5 月 29 日

大阪国税局 庁舎管理部門 御中

〒561-0802 大阪府豊中市曾根東町1-11-44 ビコロ曾根 3F
特定非営利活動法人 日本タバコフリー学会 事務局長 藪はじめ
<http://tobaccofree-adv.main.jp/>



兵庫県下税務署の職員専用喫煙室全部撤去の要望

拝啓、突然このような書面を差し上げることをお許し下さい。
本学会の詳細は、上記のHPをご覧ください。さて、兵庫県では、神奈川県につぎ、受動喫煙防止条例（以下、兵庫県条例と略）を制定しましたが、実態は、世界保健機関（WHO）のタバコ規制枠組み条約（FCTC）の内容と大きく異なり、「分煙」を認めており、官公庁の敷地内禁煙を定めた兵庫県タバコ対策指針（2000年制定）からも、大きく後退するものでした。

最近、貴国税局所管の兵庫県下8税務署では、兵庫県条例で「官公庁建物内禁煙」が定められているにもかかわらず、税金を使って、「職員専用喫煙室という建物」を設置したことが、当会の調べで明らかになりました。この事実は、ネットにも公表されています。これは、明らかに兵庫県条例違反で、喫煙室「建物」を撤去されない場合は、条例の「罰則規定」の対象になると思われます。
http://www.nta.go.jp/osaka/sonota/shotatsu/koji/03/rakusatsu/24.12.25o_kugai.pdf#search=%E7%A8%8E%E5%8B%99%E7%BD%B2%E5%96%AB%E7%85%99%E5%AE%A4 当会が撮影した写真は、上記の内、芦屋税務署の喫煙室ですが、入口に暗証番号の鍵がついており、この番号は職員のみ知らされているようです。

受動喫煙防止のための兵庫県条例の制定後に、国民の血税を使って職員専用喫煙室を作ることは、兵庫県条例に違反するだけでなく、国家公務員法で規定された公務員の職務専念義務違反に抵触するもので、決して容認できません。
どうか、日本で毎年20万人のタバコ関連病死の原因となっている喫煙から、職員の健康を守るためにも、職員の禁煙を推奨し、勤務時間内離席をも容認する喫煙室を作らないでください。本学会員には、禁煙治療専門の医師をはじめ医療関係者も多く、快適職場作りのお手伝いが出来ますので、ご依頼ください。
貴国税局所管の兵庫県内税務署が、兵庫県条例違反を認め、一日も早く喫煙室を全て撤去され、その事実を公表されることを強く要望します。
ご多用中に恐縮ですが、上記要望に対する書面でのご回答を、本年6月末日までに本会事務局までいただきたく、宜しく願い申し上げます。 敬具